平成２３年（フ）第６号
茨城県神栖市太田703番地88　藤コーポＫ
債務者　石井　　至（旧姓小橋）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４４号
群馬県伊勢崎市宮子町3597番地３　ＡＮＮＥＸ21ＭＩＹＡＫＯ－Ｃ201
債務者　木下　　歩
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
群馬県前橋市広瀬町１丁目９番地25
債務者　日比野幸雄
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
群馬県前橋市広瀬町１丁目９番地25
債務者　日比野知恵子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目６番地15
高橋コーポ105
債務者　山本　浩二
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1101番地１
債務者　二ノ宮利夫
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第３号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野294番地７
債務者　根岸恵里子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝248番地９
債務者　船津　吉見
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
佐賀県佐賀市兵庫町大字瓦町754番地２
債務者　本告　幹生
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井495番地12
債務者　早田　明子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６５５号
札幌市豊平区豊平３条８丁目１番６―707号
債務者　渡邉　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０４８号
札幌市南区川沿１条５丁目１番１号　コーポ旭202号
債務者　土田　祐三
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０４９号
札幌市南区川沿１条５丁目１番１号　コーポ旭202号
債務者　土田　健嗣
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１０２号
札幌市東区北23条東18丁目１番７―702号
債務者　成田　　保
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１１５号
札幌市白石区北郷７条３丁目３番２号
債務者　三上恵美子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０号
北海道江別市大麻新町15番地の８
債務者　加賀　　宏
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４号
札幌市白石区米里５条１丁目13番７号
債務者　大場　浩二
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３号
札幌市白石区川下２条７丁目１番20号
債務者　藤永　正子（旧姓河端）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部